

岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金の交付等に関する細則を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

(補助事業の公募)

第2 補助事業は、公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、別に定める。

(補助事業の公表)

第3 企業局長は、補助金の交付の決定をした事業について、事業費、補助金額及び施設写真並びに実施内容を公表する場合がある。

(調査等への協力)

第4 補助事業者は、本事業について企業局が実施する調査・アンケートに協力するものとする。

(交付要綱別表第2に規定するその他必要と認める書類)

第5 交付要綱別表第2に規定するその他必要と認める書類で別に定めるものは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の申請を行う場合の書類

- ア 申請した設備（システム）を選定した理由及び経緯書
- イ 設備仕様書（設備の仕様書、施設概要図等を含む。）
- ウ 位置図（主要施設や道路・河川等との位置関係が分かる概略図）
- エ 現地写真（設置場所の周辺を撮影したもの）
- オ 設置場所、施設の使用許可書の写し等（自己所有でない場合）
- カ 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業設備等導入効果評価シート（様式1（要領第5（1）関係））

キ 補助金申請時提出書類一覧表（様式2（要領第5（1）関係））

ク 既存設備の出力が分かる資料（設備仕様書、供給約款等）（設備更新事業の場合）

ケ 既存設備の写真（設備更新事業の場合）

コ 経費の内訳が分かる書類の写し（設計書等）

キ 補助対象経費・補助対象外経費の算定方法が分かる資料

(2) 補助事業の変更、中止又は廃止の承認を受ける場合の書類

(1)で定める書類のうち、変更の生じる書類

(3) 補助事業の完了の報告を行う場合の書類

- ア 設備仕様書（納入機器の仕様書）
- イ 位置図（設置の変更の有無に関わらず最終版）
- ウ 現地写真（設備の設置状況の写真、照明機器は薄暮時の点灯状況の写真）
- エ 契約書等の証拠書類の写し（工事請負契約書、支出負担行為票、支出票等）
- オ 経費の内訳が分かる書類の写し（設計書等）
- カ 補助対象経費・補助対象外経費の算定方法が分かる資料

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度以降の予算に係る補助金から適用する。